

安来市市民支援制度一覧（令和7年4月1日時点）

カテゴリー	担当課・問合せ先	支援の事業名	支援概要	支援の額、補助率	対象	募集時期	URL	QRコード
住まい	D X推進課 ☎23-3121	行政告知端末の設置費助成	市内の住宅、事業所等への行政告知端末設置費用を助成	告知放送を利用する場合の告知端末機器代、光ケーブル引込工事費等を助成。※宅内工事は別途、費用がかかります。	行政告知端末を設置する者	令和6年4月1日～令和7年3月31日	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/machizukuri/bb-infra/gyouseiko-kuchitanmatujo-sei.html	
	DX推進課 ☎23-3121	安来市フェムトセル設置サポート	市内の携帯電話不感地にお住まいの人に家庭用小型基地局の設置を支援		携帯電話の電波が入らない地域にお住まいの人 条件あり	通年	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/machizukuri/bb-infra/keitaiden-wahuukanchi.html	
	定住産業課 ☎23-3059	空き家改修事業補助金	空き家バンク登録物件の改修に対し費用の一部を助成	改修に要する費用の2分の1（条件により上限50万円または上限100万円）	居住する見込みのある者、またはその者と賃貸借契約を締結する空き家所有者	随時	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/hushoku/teiju/akiya-kaishu-hojokin.html	
	建築住宅課 ☎23-3325	木造住宅耐震化等促進事業補助金	既存木造住宅の耐震化等を促進するため、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事または建て替え工事を行う者に対し費用の一部を助成	▼耐震診断費用の9/10（上限6万円） ▼耐震補強設計及び耐震改修工事に要する費用の8/10（上限100万円） ▼建て替え工事に要する費用の8/10（上限100万円） ※その他の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。	市内に住宅（昭和56年5月31日以前に建築）を所有している人又は所有者から承諾を得た者 ※耐震診断を除くメニューは、上部構造評点が1.0未満等の木造住宅が対象	4月から概ね10月 未まで ※年度内事業完了が要件	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/umai/shien-seido/mokuzo-taishinka.html	
	建築住宅課 ☎23-3325	ブロック塀等安全確保助成事業補助金	ブロック塀等の除却または建て替えに要する費用の一部を助成	対象工事に要する費用（補助対象ブロック塀等の長さ1メートル当たり8万円を限度）の2/3（上限一敷地当たり26.4万円）	市内にブロック塀等を所有する人で、市税の滞納がないこと	4月から概ね10月 未まで ※年度内事業完了が要件	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/umai/shien-seido/burokkubiei.html	
	建築住宅課 ☎23-3343	老朽危険建築物等除却助成事業補助金	老朽化で倒壊等危険性のある不良木造住宅または空き家等（条件あり）の除却費用の一部を助成	除却費用（標準除却費：令和7年度33,000円/㎡が限度）の4/5（上限100万円）	老朽危険建築物等の所有者・相続人、老朽危険建築物等の存する土地の所有者	4月から概ね10月 未まで ※年度内事業完了が要件	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/umai/shien-seido/rokyu-jokyo.html	
	農林振興課 ☎23-3335	市産木材利用促進補助金	市産木材を使用した住宅の新築・増改築・修繕・リフォームについて、1戸あたり最大30万円の補助金を交付	建築に使用する市産木材1㎡当たり3万円、限度額30万円	住宅等を新築、増改築、修繕またはリフォームされる方で、次の全てに該当する方 ①市内に住所を持つ方（住宅の新築、増改築、修繕またはリフォームに伴って市内に移住する予定の方を含みます。） ②市税の滞納がない方（同一世帯の方全員）	随時（ただし、予算状況により年度途中で終了する場合あり）	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/shigoto/noringyo/others/shisanmokuzai-iyousokushin.html	
	地域振興課 ☎23-3070 広瀬地域センター ☎23-3205（地域魅力アップ事業） 伯太地域センター ☎23-3303	地域づくり支援事業補助金	市内の地域課題に対し、活力ある集落・地域づくりに向けて、住民自らが取り組む事業を支援	対象事業費の2/3以内（上限20万円）	市内に居住する5人以上の者で組織される民間団体	随時募集 ただし、年度内に実績報告を行うこと	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/himinkatsudo/c-hiikizukuri/ikiiki.html	
	地域振興課 ☎23-3070 広瀬地域センター ☎23-3205（地域ジャンプアップ事業） 伯太地域センター ☎23-3303	地域づくり支援事業補助金	地域魅力アップ事業の要件を満たした上で、要件を追加し、より規模の大きな事業を支援	対象事業費の2/3以内（上限50万円）	市内に居住する5人以上の者で組織される民間団体	随時募集 ただし、年度内に実績報告を行うこと	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/himinkatsudo/c-hiikizukuri/ikiiki.html	
	地域振興課 ☎23-3070	コミュニティ施設整備支援事業補助金	自治会の集会施設の改修・修繕・新築等の施設整備にかかる費用を支援	新築・改築：総事業費の1/3以内（上限300万円） 改修・修繕：総事業費の1/3以内（上限100万円） 整備：原材料費の1/2以内（上限50万円）	安来市自治会振興に関する規則に定められている自治会 ただし、整備に関しては、市内に居住する5人以上の者で組織される民間団体も可	随時募集 ただし、年度内に実績報告を行うこと	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/himinkatsudo/c-hiikizukuri/sise-tsuseibi.html	

コミュニティ・自治会	地域振興課 ☎23-3070	小型除雪機購入費支援事業	冬季の安全で安心な生活を確保するために、住民自らが行う除雪に必要な家庭用の小型除雪機の購入費を支援	①個人：購入費の1/2以内（上限10万円） ②複数の個人による共同利用：購入費の1/2以内（上限：構成員数×10万円、ただし30万円まで） ③自治会：購入費の2/3以内（上限：構成員数×10万円、ただし50万円まで） ④複数の自治会で構成されている自主防災組織、又は生活支援協議会：購入費の2/3以内（上限：構成自治会数×50万円）	対象者：左の①～④に該当する個人又は団体で、この補助金の交付を受けたいことがない者（同一世帯の者が交付を受けている場合は対象外）。 対象となる小型除雪機：市内に本店又は支店を有する事業者からの購入であること。乗用でないもの。購入前で購入したものであること。	随時募集 ただし、年度内に実績報告を行うこと	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/saiminkatsudo/cihiikizukuri/triangle.html	
	地域振興課 ☎23-3067 広瀬地域センター ☎23-3205 伯太地域センター ☎23-3303 土木建設課 ☎23-3311	安来市市民活動補償制度	自治会や自主的に構成された活動団体が市民活動、ボランティア活動中に負った事故に対して補償を行う	○賠償責任補償 ・身体賠償 1人 1億円 1事故 1億円 ・財物賠償 1事故 1億円 ・受託品賠償 1事故 100万円 ○傷害補償 ・死亡 500万円 ・後遺障害 15～500万円 ・入院補償 4500円/日 ・通院補償 3000円/日	自治会や自主的に構成された活動団体 ※団体の事前登録が必要（自治会については事前登録不要）	随時	なし	
災害・安全	総務課 ☎23-3015	防犯灯設置事業補助金	防犯灯の新設事業や取り換え事業 ※電球や消耗品の交換、移設は除く。	1灯当たりの事業費の2分の1に相当する額とし、100円未満は切り捨てる。 限度額 （1）既設電柱等：1灯当たり15,000円（LED灯25,000円） （2）専用柱を新設：1本当たり100,000円	自治会、地縁団体等	随時	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/anzhen/download/bohanto.html	
	防災課 ☎23-3074	自主防災組織育成事業補助金	▼防災資機材の購入や防災訓練等の実施に要する費用の一部を補助 ▼防災士資格取得に要する経費を全額補助（旅費を除く）	【防災資機材購入・防災訓練等】 対象経費の2/3以内（4回目以降は1/2以内） 上限は組織の構成世帯数に応じて4～16万円まで 【防災士資格取得】 研修受講料・受験料・教本代金・登録料の合計額	【防災資機材購入・防災訓練等】 市の認定を受けた自主防災組織 【防災士資格取得】 自主防災組織または自治会の推薦を受けた人	随時	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/anzhen/bousai/jishubousai.html	
	防災課 ☎23-3074	災害見舞金	住家（母屋）が災害や火災で被害を受けた場合の災害見舞金	▼全壊、全焼：3万円 ▼半壊、半焼：2万円	被害を受けた世帯主	随時 ※罹災証明書が必要	なし	
	いきいき健康課 ☎23-3220	安来市不妊治療費等助成制度	○一般不妊治療費助成：医療保険の適用となる不妊治療および検査、また人工授精に要した治療費の一部を助成 ○生殖補助医療費助成：医療保険の適用となる生殖補助医療（体外受精・顕微授精）に要した治療費の一部を助成 ○不育症治療助成：医療保険の適用となる不育症の原因を特定するための検査及び治療に要した治療費の一部を助成	○一般不妊治療費助成 ⇒1年につき上限8万円 ○生殖補助医療費助成 ⇒1回の治療につき上限5万円 ○不育症治療助成 ⇒1度の妊娠につき上限5万円	・法律上の婚姻関係または事実婚姻関係にある夫婦であり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・夫婦ともに医療保険の加入者である方 ・医療機関において、一般不妊治療、生殖補助治療または不育症治療を受けた方	随時	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/ninshin/uninn.html	
	いきいき健康課 ☎23-3220	新生児聴覚検査費用助成	新生児期の聴覚検査費用の一部を助成する	検査費用の上限4千円を助成（1人1回）	市内に住所を有する人が出産した新生児	随時	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/ninshin/seizityoukaku.html	
	いきいき健康課 ☎23-3221	風しん予防接種費用助成	風しん予防接種（風しん単独ワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン）費用の一部を助成	接種費用の上限4千円を助成（1人1回）	A.妊娠中の女性の夫 B.4月1日において18歳以上50歳未満の妊娠を希望する夫婦 C.4月1日において18歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性	随時	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/yobo/fushin-yobo.html	
	いきいき健康課 ☎23-3221	おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）予防接種費用助成	おたふくかぜ予防接種（任意接種）費用を無料	1回目、2回目の接種費用を全額公費とする	生後1歳から小学校就学前の幼児	随時	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/yobo/otafuku-yobo.html	

医療・福祉	いきいき健康課がん治療に伴う定期予防接種再接種補助事業 ☎23-3220	20歳未満のがん患者等の定期予防接種再接種費用に係る経済的負担の軽減を図る	定期予防接種の再接種に係る費用（上限額あり）	①がん治療等により、治療前に接種した定期予防接種の免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者 ②安来市に住所を有する20歳未満の者（予防接種の種類により年齢制限あり）	随時	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/kenko/iryo-info/iryojosei.html	
	いきいき健康課安来市医学生、薬学生、看護学生等奨学金 ☎23-3221	将来、市内の医療機関等に医師、薬剤師又は看護師等として勤務する意志のある医学生、薬学生及び看護学生等に修学資金として奨学金を貸与	市内で一定期間勤務することにより奨学金の返還が免除となる。 ・医学生 月額20万円以内（無利子） ・薬学生 月額5万円（無利子） ・看護学生 月額3万円（無利子）	将来、市内の医療機関等で医師、薬剤師又は看護師の業務に従事する意志のある医学生、薬学生及び看護学生等（看護師については安来市に住民登録がある者または過去に住民登録があった者）	募集期間：4月1日から4月末日（閉庁日を除く）	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/shushoku/iryou.html	
	いきいき健康課骨髄移植ドナー支援事業助成 ☎23-3221	骨髄ドナーの負担軽減を図るため助成金を支給	通院または入院など、一日につき2万5千円。通算7日以内。	日本骨髄バンクが実施する骨髄などの提供を完了し、証明を受けた人 ※勤務先で休業補償されている場合を除く	随時	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/kenko/iryo-donor.html	
	市民課安来市子ども医療費助成制度 ☎23-3087	0歳から高校生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)までの医療費の一部を助成	保険診療の部分について入院・外来・薬局等の自己負担分の全額	0歳から高校生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)までの人	随時	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/kyoiku/shien/nyu-yo-iryo.html	
	市民課安来市福祉医療費助成制度 ☎23-3086	障がいのある人、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成	保険診療の部分について入院・外来の自己負担割合を1割に軽減（自己負担上限あり）、薬局での自己負担なし	・身体障がい、知的障がい、精神障がい、65歳以上で3か月以上寝たきりの人で一定の条件を満たす人 ・ひとり親家庭（一定の条件を満たすひとり親家庭の親とその子ども）の人	随時	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/kenko/shogaisha/fukushiiryo/	
	介護保険課安来市住民主体生活支援訪問サービス事業補助金 ☎23-3297	住民主体で要支援認定者等の高齢者に生活支援サービスを実施する団体に対し補助金を交付	運営に係る費用 対象経費の10/10（上限16万円。別に加算あり） 事業立上げに係る費用 対象経費の10/10（上限10万円）	住民主体の生活支援サービスを実施する5人以上（地域住民1名を含む）の団体	随時	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/kenko/kaigohoken/sougoujigyouu/kurashi-sougoujigyou.html	
	介護保険課安来市介護人材就業継続支援 ☎23-3293	市内の介護事業所等に介護職員として新たに就労する人や復職する有資格者を対象に、就労継続年数に応じて支援金を毎年1度、延べ5年間交付	継続勤務経過ごとに1人につき各1回に限り申請可能 ・採用後、6か月継続勤務したとき 10万円 ・採用後、24か月継続勤務したとき 15万円 ・採用後、36か月継続勤務したとき 20万円 ・採用後、48か月継続勤務したとき 25万円 ・採用後、60か月継続勤務したとき 30万円	【対象者】 1.介護福祉士等（介護職員初任者研修など）の資格を有する方 2.高校、高専、大学などを卒業し、1年を経過しない方 3.外国人介護人材（特定技能を除く。） 【要件】 次の要件を全て満たす方 1.市内に住所がある方 2.最初の補助金交付申請年度の4月1日時点で満40歳未満である方 3.令和7年4月1日以後に市内の介護保険事業所に新たに介護職員として就業した方 4.介護職員として週30時間以上勤務している方 5.交付申請時点において、介護職員として就業日から引き続き同一事業所で継続勤務しており、5年を超える期間継続して就業する意思のある方	各継続勤務期間経過後から2か月以内	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/kenko/others/kaigojinzaikakuho/kaigosyugyoikeizokusienhozyokin.html	
	福祉課精神障害者通院医療費助成金 ☎23-3216	精神障がい者が通院医療を受ける場合に、医療費を助成	医療費の一部負担金（自己負担上限額）の1/2以内の額	自立支援医療受給者証の交付を受けた人（同一医療保険の加入者全員が市民税非課税）	随時	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/download/seishin.html	
	福祉課身体障害者用自動車改造費 ☎23-3216	身体に障がいがある人自らが所有・運転する自動車の改造経費や、介護用自動車への改造などに対し、経費の一部を補助	経費全額（上限10万円）	▼身体障害者手帳所持者で上・下肢、体幹に障がいのある人 ▼下肢または移動機能障害1～2級あるいは体幹機能障害1～3級の人 の介護者	随時	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/kenko/shogai/sha/seikatsu-shien.html	

福祉課 ☎23-3216	障害者自動車運転免許取得費補助金	普通、大特1種免許取得に係る費用を助成	当該経費の 2/3（上限10万円）	身体障害者手帳または療育手帳所持者・精神保健福祉手帳所持者	随時	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogasha/seikatsu-shien.html	
福祉課 ☎23-3216	人工透析患者通院費助成	身体障がい者が人工透析を受けるために通院した際の通院費の一部を助成	助成基本額（自宅から医療機関まで公共交通機関を利用したとみなし計算）の1/2以内の額	身体障害者手帳1級を有し、透析のため通院している人（本人と同じ医療保険の加入者全員が市民税非課税）対象	3月および10月	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogaisha/iryohi-josei.html	
福祉課 ☎23-3216	難聴児補聴器購入助成費	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成	補聴器の購入費と基準価格を比較して、少ない方の額に2/3を乗じた額	市内に住所がある18歳未満の児童	随時	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogasha/seikatsu-shien.html	
子ども未来課 ☎23-3248	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	医療事務、介護職員初任者研修、看護師等就業に有利な資格を取得するため、その受講経費の一部を教育訓練給付金として支給	指定された教育訓練を受講する際、対象講座の受講料の60％に相当する額（上限あり、下限1万2千円）	母子家庭の母、父子家庭の父で、児童扶養手当の受給者、または、同様の所得水準にある人	随時 ※要件がありますので、必ず受講前にご相談ください。	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/teate/boshikatei.html	
子ども未来課 ☎23-3248	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	資格を取得のため、一定の期間養成機関で修業する人に、その修業期間について、給付金を支給 また、訓練修了後に一時金を支給 対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等	・市民税課税世帯月額7万5百円 ・市民税非課税世帯月額10万円※ ※修業期間の最後の12か月は月額4万円を加算	母子家庭の母または父子家庭の父であって、児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準にある人	随時 ※要件がありますので、必ず受講前にご相談ください。	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/teate/boshikatei.html	
福祉課 ☎23-3224	安来市独居老人世帯等緊急通報電話設置事業	市の貸し出した緊急通報装置に係る警備会社の通報監視業務費用を市が負担	警備会社の通報監視業務費用の全額	65歳以上のひとり暮らし世帯または高齢者世帯で、日常生活に何らかの不安がある人	随時	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/koreisha/kinkyu-tsuho.html	
福祉課 ☎23-3216	高齢者補聴器購入助成事業	市内在住の65歳以上の高齢者が補聴器を購入する際、費用の一部を助成	購入経費に対し上限2万円の助成。ただし助成額が2万円を下回る場合は、その購入に要する経費と同額。	以下の全ての要件を満たす者 ・市内在住の65歳以上の人 ・両耳の聴力レベルが、平均値から中等度の耳の聞こえにくさが認められるも、聴覚障がいによる身体障害者手帳の対象でない人 ・医師が、補聴器の装用により認知機能の低下を予防することに一定の効果が期待できると判断した人	随時	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/shogaisha/iryohi-josei.html	
福祉課 ☎23-3224	安来市高齢者外出支援事業	自宅を出発地または目的地として、次の場合に利用する介護タクシーの運賃の一部を負担 ①保健・福祉制度の申請・利用 ②福祉施設等への入退所 ③市主催の会議・研修会などへの参加 ④医療機関への受診および入院 ⑤二親等以内の親族の冠婚葬祭への参加 ※事前の登録が必要	片道の上限7千5百円とする運賃（回送料金、待機時間料金、介護料金、有料道路の通行料金など運賃以外の料金は自己負担） ※往復で1回とし、1カ月に2回まで利用可能	65歳以上の市県民税非課税世帯（同居も含む）で、車椅子で移動が必要または寝たきりの人	随時	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/koreisha/gaishutsu-shien.html	

環境	下水道課 ☎23-3370	浄化槽設置整備事業補助金	計画に定める集合処理区域外の高度処理型浄化槽設置者に対する補助	限度額は浄化槽の人槽に応じて定める。（詳細は交付金要綱による） 例：５人槽：３６万円（４０万８千円） ７人槽：４６万２千円（４９万２千円） １０人槽：５８万５千円（６８万４千円） ※（ ）内は豪雪地帯で設置する場合の限度額	浄化槽設置者 ・詳しくは下水道課へお問い合わせください。	令和７年度４月１日～令和７年１０月３１日 ※令和８年３月末までに浄化槽設置完了が要件	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/machizukuri/jogesuido/gesuido/hojokin.html	
	環境政策課 ☎23-3100	安来市廃棄物集積場設置整備費補助金	自治会等が設置および整備する廃棄物集積場に要する経費の一部を助成	補助対象の集積場を使用する世帯数で異なる ５～９世帯：設置費用１/２（上限５万円） １０～１４世帯：設置費用１/２（上限１０万円） １５世帯以上：設置費用１/２（上限１５万円）	自治会等	随時 ※３月末までに完成し、実績報告ができること	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/gomi/hojo/shusheki-hojo.html	
	環境政策課 ☎23-3098	安来市再生可能エネルギー機器等設置費補助金	住宅用太陽光発電設備、太陽熱利用設備、蓄電池設備および木質バイオマス熱利用設備の設置費用の一部を補助する。	・住宅用太陽光発電設備 太陽電池の公称最大出力に１kWあたり３万円を乗じた金額（上限１２万円） ・太陽熱利用設備 補助対象経費の１/３（上限２０万円） ・蓄電池設備 ５万円（設置経費が５万円未満の場合はその額を上限とする） ・木質バイオマス熱利用設備 補助対象経費の１/３（上限１５万円）	・太陽光発電設備及び蓄電池 自らが所有する市内の住宅に太陽光発電設備等を設置する者 ・太陽熱利用設備 市内の住宅、または市内の事業所等に太陽熱利用設備（ソーラーシステムに限る）を設置する個人または法人等 ・木質バイオマス熱利用設備 市内の住宅、または市内の事業所等に木質バイオマス熱利用設備を設置する個人または法人等	随時 ※工事着手前に申請すること ※２月末までに完成し、実績報告ができること	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/kurashi/gomi/hojo/taiyo-hojo.html	
	環境政策課 ☎23-3102	定住促進飲用井戸設置事業補助金	市による水道設備が困難な地域において、飲用井戸等の設置費用の一部を補助する。	補助対象経費に応じて限度額を定める。 １５０万円以下：対象経費の２/３ １５０万円を超え、２５０万円以下：補助対象経費から５０万円を控除した額 ２５０万円を超える：上限２００万円	自らの居住のために市内に飲用井戸等を設置する個人または共同利用の代表者	随時	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/hojo/inryousui.html	
	定住産業課 ☎23-3107	企業立地促進奨励金	企業が新設、増設、移転をする際にかかる設備投資や用地造成、賃貸借契約をする場合の家賃や改修費、雇用に応じて奨励金を交付	○立地奨励金 投下固定資本総額×最大３０％（上限３,０００万円） ○家賃助成金 賃借料×１/２（上限２０万円/月） ○改修費助成金 改修費×３/４（上限７５０万円） ○雇用促進奨励金 増加常用従業員数×５０万円（上限５,０００万円） ○用地造成費助成金 土地取得・造成・調査費×２０％（上限２億円）	下記の業種を営む企業のうち、安来市企業立地促進条例に定める認定を受けた企業 ・製造業 ・ソフト産業 ・宿泊業	随時	https://www.city.yasugi.shima.ne.jp/shigoto/s-hokokanko/kigyoyouyu-ritti/	
	定住産業課 ☎23-3105 （産業サポートネットやすぎ）	展示会・商談会出展促進プログラム補助金	各地の展示会、商談会に出展する場合の出展小間料や会場使用料、ブース装飾費、ＰＲ媒体作成費、輸送費、旅費等を支援	補助率：１回目 対象経費の２/３（上限３０万円）、２回目 ２/３（上限２０万円）、３回目 １/３（上限２０万円）	中小企業等	４月～１２月	https://yasugissy.net/sales-channel/62/	
	定住産業課 ☎23-3105 （産業サポートネットやすぎ）	専門家サポート補助金	経営課題の解決に向け、各種専門家の指導を受ける経費を補助	単年度１案件につき３回までのサポート 補助金額：１回のサポートにつき謝金３万円＋旅費	中小企業等	４月～１２月	https://yasugissy.net/skillup/58/	
	定住産業課 ☎23-3105 （産業サポートネットやすぎ）	人材スキルアップ支援補助金	産業従事者の知識習得と人材育成を目的とし、セミナー等への参加、資格取得にかかる経費を補助	単年度１件あたり、最大１０万円 補助率：対象経費の２/３	中小企業等	４月～１２月	https://yasugissy.net/skillup/64/	

産業	定住産業課 ☎23-3105 (産業サポート ネットやすぎ)	プロモーション支援補助金	自社及び自社商品の魅力向上、 販路拡大を図ることを目的とし て、プロモーションを行う経費 を補助	単年度1件あたり、最大20万円 補助率：対象経費の2/3	中小企業等	4月～12月	https://yasugissy.net/new-product/70/	
	定住産業課 ☎23-3059	結婚活動支援事業補助金	市内に事業所を置く民間団体が 行う独身者の結婚を支援する事 業に補助	補助対象経費から収入額を控除し た額(上限10万円)	結婚活動支援事業を企 画・開催しようとする市 内の団体	4月～12月	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/hushoku/kekko-n-shien.html	
	定住産業課 ☎23-3106	商業再生支援対策事業補助金	市内商業機能の維持・向上、空 き家の利活用、快適な買物環境 の創出による地域経済の活性化 を推進する事業に対し補助	【小売店等開業支援事業】 新規開店のための改修費、備品購 入費、広告宣伝費、家賃などを補 助。補助率：1/2（上限：一般枠 200万円、特別枠240万円） 【買い物不便対策事業】 既存店舗の理解を得ており、住民 の買い物不便対策に資する事業経 費を補助。補助率：2/3（上限 1,000万円） 【移動販売・宅配支援事業】 食料品などの移動販売または、宅 配に必要な車両や設備、運営費な どを補助。 ▼設備投資補助率：2/3（上限 200万円） ▼運営費補助額：1年目10万円、 2年目8万円、3年目6万円（年間 経費20万円超に限る） ▼POSシステム等レジ関連機器の 経費補助率：2/3（上限10万円）	中小企業等	随時 ※県の事前協議が 必要	https://www.city.yasugi.shimane.jp/shigoto/hokokanko/kigyoshien/shogyo-hojokin.html	
	農林振興課 ☎23-3332	中山間地域等直接支払交付金	農業の生産条件が不利な中山間 地域において、集落などを単位 に農用地を維持・管理していく ための取り決め（協定）を締結 し、その取り決めに従って農業 生産活動などを行う場合に面積 に応じて一定額を交付	基礎単価、体制整備単価、加算措 置（田畑の急傾斜・緩傾斜の面 積、取組内容）に応じた額	集落などを単位とする協 定を締結する農業者等	随時	http://www.city.yasugi.shimane.jp/shigoto/noringyo/nougyoushinkou/tyusansiharaiseidodai6ki.html	
	農林振興課 ☎23-3329	多面的機能支払交付金	農村の過疎や農業従事者の減少 を受けて、地域共同で行う多面 的機能を支える活動や地域資源 （農地、水路、農道など）の質 的向上を図る活動を支援。	【農地維持支払】 田3,000円/10a、畑2,000円/10a 【資源向上支払】 田2,400円/10a、畑1,440円/10a 【資源向上支払（長寿命化）】 田4,400円/10a、畑2,000円/10a など	農業者等で構成する活動 組織	随時	https://www.city.yasugi.shimane.jp/shigoto/noringyo/tamenteki-jigyo.html	
	農林振興課 ☎23-3335	有害鳥獣被害防止対策事業補 助金	有害鳥獣に対する被害防止設備 （簡易な防護壁、防護柵、防護 網、電気牧柵(防草シートを含 む)、威嚇装置(爆音機又は音威嚇 機等)その他有害鳥獣の侵入防止 又は追い払いに効果のある設備 等の購入費に対し補助。ただ し、当該年度に市内に設置した ものに限る。	防護柵等に係る資機材の購入費 （電池、バッテリー、ガスボンベ 等の交換及び汎用品の購入に要す る費用を除く）の1/2以内 限度額：個人10万円、団体30万 円	①市内で農地等を有し又 は維持管理をする農林産 物生産者 ②上記①の農林産物生産 者が属する集落組織、営 農集団又は営農法人	令和7年4月1日 ～令和7年12月 26日（ただし、 予算状況により年 度途中で終了する 場合あり）	https://www.city.yasugi.shimane.jp/shigoto/noringyo/chojuhigai.html	